

『生きる』を支える所沢市行動計画

～気づき・寄り添い・支え合う所沢をめざして～

令和元年5月

所沢市

『生きる』を支える所沢市行動計画の策定にあたって



2019年は、平成が終わり【令和】の始まる区切りの年になります。

平成は、「バブル期」の終焉による日本経済の長期低迷と、平成10年頃の相次ぐ金融機関の破たんなどを要因として、全国の自殺者が3万人を超える状況が10年以上続いたため平成18年に自殺対策基本法が制定されました。

国をあげてその対策を総合的に推進した結果、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど着実に成果をあげています。

本市では、平成21年から独自の事業を含めた対策を進めてまいりましたが、市全体の事業から関連する取り組みを整理し、分かりやすい計画づくりに努めながら、所沢市の取り組みをさらに推進していくため、『生きる』を支える所沢市行動計画』を策定したものです。

私は平成23年10月に市長に就任して以来、一貫して精神障害者支援に光をあててまいりました。平成25年4月に、「こころの健康支援室」を設置し、平成27年10月からは、市町村単独では初めての「精神障害者アウトリーチ支援事業」を開始するなど、精神保健に関する様々な取り組みを推進してまいりました。全国の自殺者数は平成24年以降減少を続け、所沢市でも着実に取り組みが進んでいますが、これからも対策の手を緩めるわけにはいきません。

これからも『動け！所沢 紡ごう！絆』を合言葉に、市民一人ひとりの絆を大切に育み、「気づき・寄り添い・支え合う所沢」を目指したまちづくりを進めてまいります。

本計画に基づき関係部署、関係機関が一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、所沢市保健医療計画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成31年3月

所沢市長 藤本 正人

目次

第1章 自殺対策の基本的な考え方

第1節 はじめに

- (1)計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2)計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3)計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 自殺の現状と課題

- (1)統計でみる所沢市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2)所沢市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3節 基本的な考え方

- (1)自殺対策の共通認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2)基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3)計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 自殺対策推進のための具体的な取組み

第1節 市民一人ひとりの気づきと見守りの推進

- (1)自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2)自殺に関する正しい知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3)うつ病や依存症についての普及啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2節 相談支援の充実

- (1)相談体制及び情報発信の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2)生活困窮者等への相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3節 人材育成の充実

- (1)関係職員等の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2)介護支援専門員等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3)民生委員・児童委員の活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4)遺族に対応する関係職員等の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・ 12

- (5) ゲートキーパーに関する理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (6) 教職員等の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第4節 生きることへの支援の充実

- (1) 自殺未遂者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (2) 児童・生徒への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (3) 女性及び子育て世代への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (4) 高齢者及び家族への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (5) 障害児者及び家族への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (6) 生活困窮者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (7) 生きづらさを抱えている人への支援・・・・・・・・・・15

第5節 こころの健康づくりの推進

- (1) 思春期の生徒への相談体制の充実・・・・・・・・・・15
- (2) うつ病や依存症以外のこころの問題への支援・・・・・・・・16
- (3) 難病患者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (4) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進・・・・・・・・16
- (5) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備・・・・・・・・16

第6節 自死遺族への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第3章 計画の円滑な推進に向けて

第1節 自殺防止対策に係る情報の調査検討・・・・・・・・・・17

第2節 計画の推進に向けて

- (1) 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- (2) 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

資料編

- 策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第1章 自殺対策の基本的な考え方

第1節 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

全国の自殺者は平成10年に急増し、その後長らく3万人を超える高い水準で推移することになり、平成18年に自殺対策基本法が施行されました。

翌年の平成19年に策定された自殺総合対策大綱では「自殺の背景には様々な社会的要因があることから、社会的な取り組みとして実施されなければならない」とされ、総合的な自殺対策が求められるようになりました。

平成21年から国の地域自殺対策緊急強化基金により、様々な取り組みが各地域で展開され、本市においても普及啓発事業や相談事業などの取り組みを開始しました。

全国及び埼玉県の自殺者は平成21年をピークに減少に転じ、全国では平成24年に3万人を下回りましたが、平成29年においても2万人を超え、埼玉県全体としても年間1千人を超える深刻な事態が続いています。

本市においても平成21年以降は減少傾向にありますが、いまだに年間50人を超える尊い命が失われている状況にあります。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。また平成29年には自殺総合対策大綱も見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、総合的かつ効果的に推進する方針が示されています。

本市では自殺対策基本法の趣旨や自殺総合対策大綱に基づき、市民一人ひとりの絆を大切に育み、自殺に追い込まれることのないよう、「気づき・寄り添い・支え合う」地域社会の実現のため、「『生きる』を支える所沢市行動計画」を策定するものです。

■国・県・市における自殺対策の経緯

	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	～7 年度		
国	○自殺対策基本法制定 ■自殺総合対策大綱閣議決定						■自殺総合対策大綱見直し						○自殺対策基本法の一部を改正する法律 ■自殺総合対策大綱の見直し						
	■自殺総合対策大綱一部改正						◆地域自殺対策緊急強化基金						◆地域自殺対策強化交付金						
埼玉県	●埼玉県自殺対策連絡協議会設置						■埼玉県自殺対策推進 ガイドライン策定						■埼玉県自殺対策推進 ガイドライン一部改正						埼玉県自殺対策 計画
所沢市	●所沢市自殺防止対策連絡会議(平成21年～平成27年)						◆地域自殺対策緊急強化基金事業						◆埼玉県自殺対策強化 事業費補助金事業						所沢市自殺対策計画
													●所沢市自殺対策連絡会議 に名称変更						

(2) 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての行動計画です。また「自殺総合対策大綱」「埼玉県自殺対策計画」「第6次所沢市総合計画前期基本計画」との整合性を図るとともに、「第2次所沢市保健医療計画」へ包含されることを踏まえて策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、第2次所沢市保健医療計画の終期と合わせ、令和元年度から令和7年度までの7か年とします。

なお、法制度等の改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

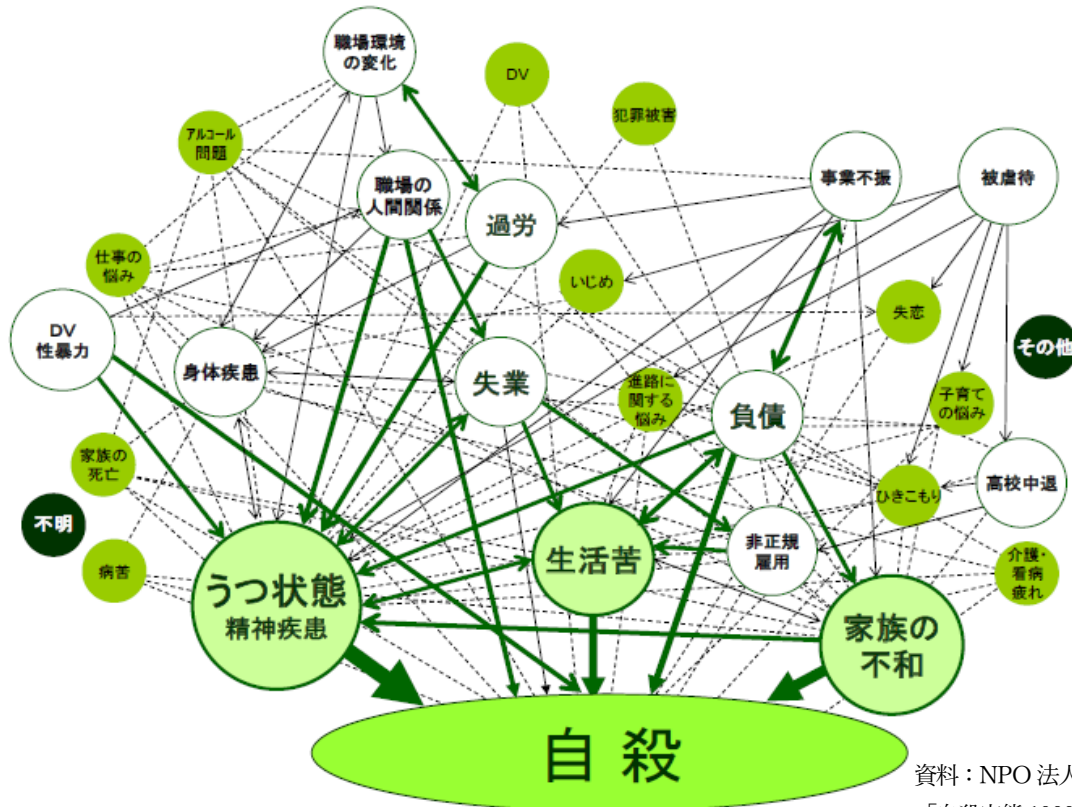
	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7 年度
所沢市自殺対策計画					第一次：7か年計画						
所沢市保健医療計画	第一次：4か年計画				第二次：6か年計画						

第2節 自殺の現状と課題

警察庁「自殺統計」によると、本市における自殺の要因は、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家族問題となっています。しかし自殺に至る経過では、多くの場合様々な要因が複合的に絡み合うことが指摘されています。

NPO 法人ライフリンクの調査では、多くの自殺で直接的な原因となるうつ状態に至るまでに、平均して4つの要因が存在し連鎖していることがわかっています。

【自殺の危機経路】 ※原因が「不明」である場合も少なくない



資料：NPO 法人ライフリンク
「自殺実態 1000 人調査」

■本市における自殺者の傾向と危機経路事例

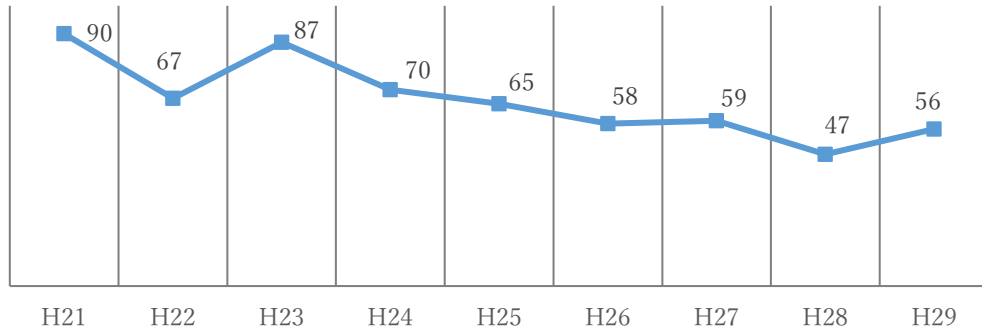
自殺総合対策推進センターが公表した地域自殺実態プロファイルデータでは、性別と年代、自殺に至る主な危機経路について、本市の主な特徴についての分析結果が明らかになりました。

事例	割合	危機経路
①60 歳以上で家族のいる無職女性	12.0%	身体疾患 → 病苦 → うつ状態 → 自殺
②60 歳以上で家族のいる無職男性	9.7%	失業（退職） → 生活苦 → 介護の悩み（疲れ） → 身体疾患 → 自殺
③40～50 代で家族のいる働く男性	7.7%	配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み → 仕事のミス → うつ状態 → 自殺
④40～50 代で家族のいる無職男性	7.4%	失業 → 生活苦 → 借金 → 家族の不和 → うつ状態 → 自殺
⑤40～50 代で独居の無職男性	7.0%	失業 → 生活苦 → 借金 → うつ状態 → 自殺

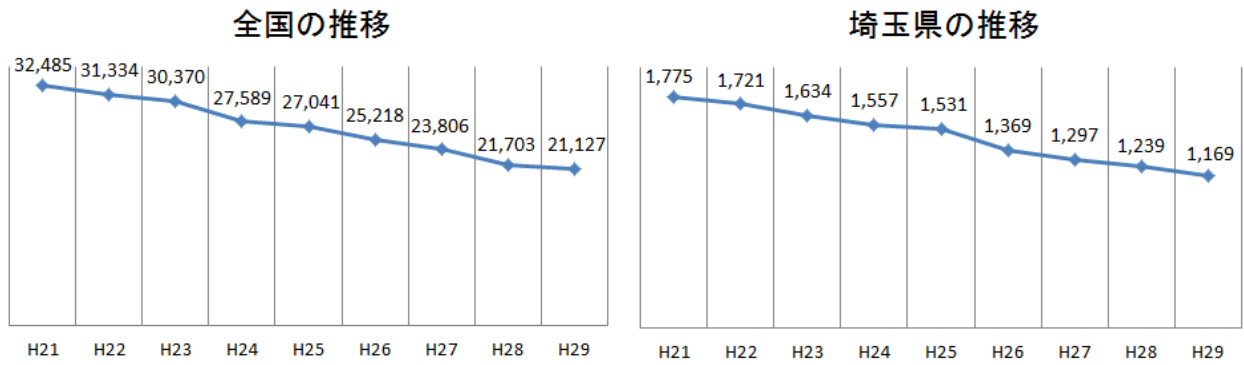
※所沢市での平成 24 年から平成 28 年までの合計に占める割合

(1) 統計でみる所沢市の現状

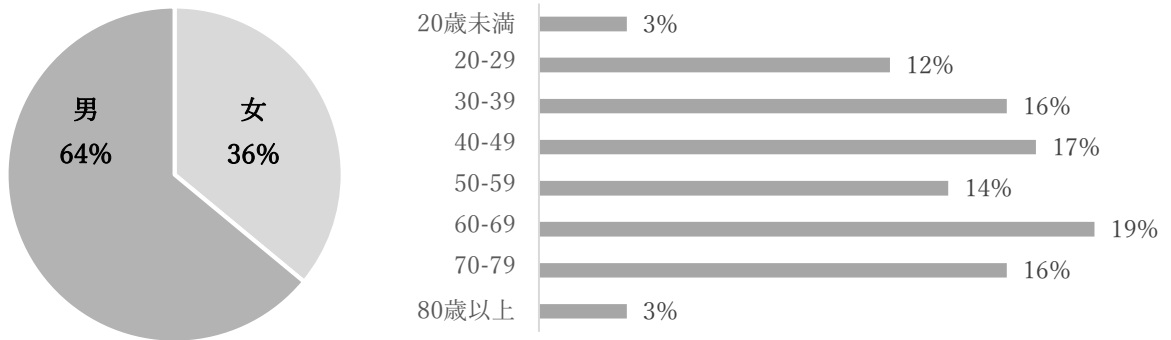
■所沢市の自殺者数の推移(人) (警察庁「自殺統計」より)



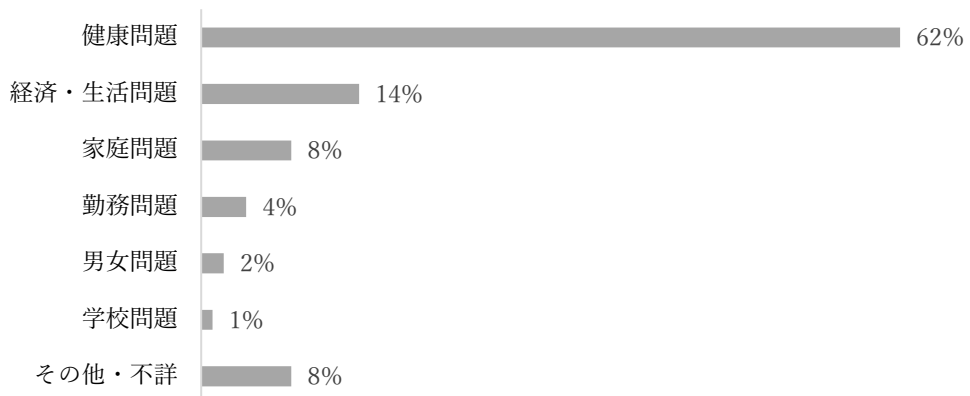
■全国及び埼玉県の自殺者数の推移(人) (警察庁「自殺統計」より)



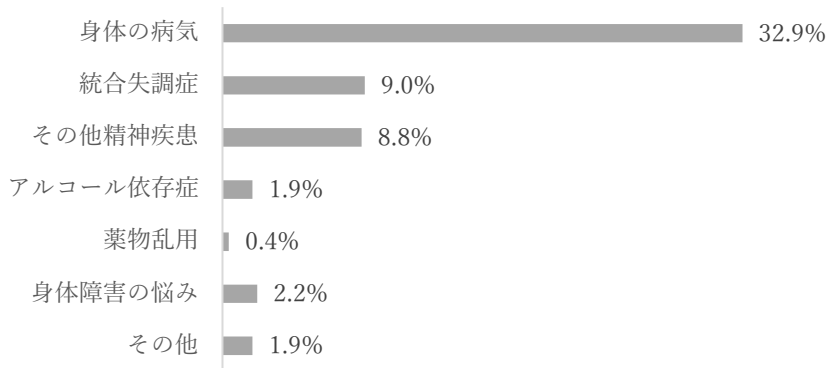
■年齢別・男女別の状況 (地域自殺実態プロフィールデータ：所沢市での平成24年から平成28年の合計により算出)



■原因・動機別の内訳 (地域自殺実態プロフィールデータ：所沢市での平成24年から平成28年の合計により算出)



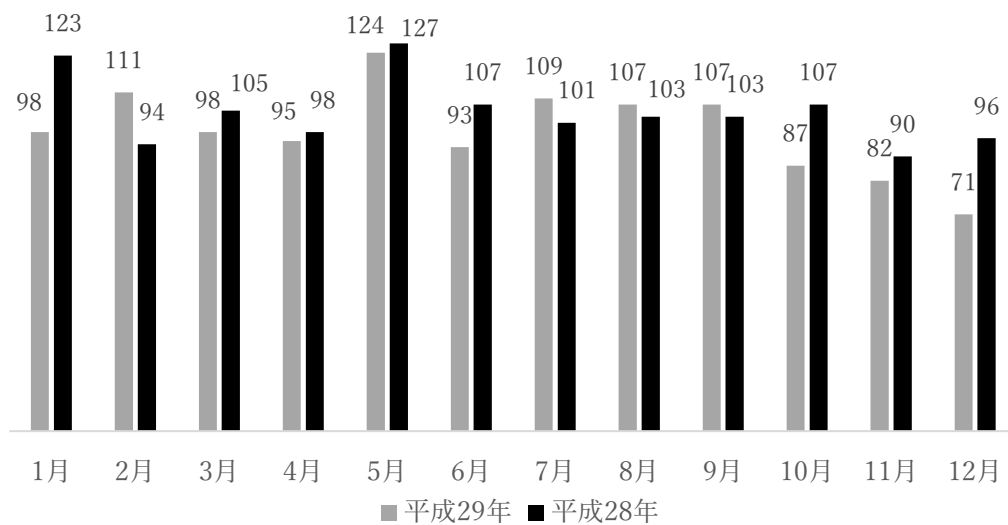
■健康問題による自殺の内訳 (警察庁自殺統計より：所沢市での平成19年から平成27年の合計により算出)



■年齢階級別の死因順位 (厚生労働省「人口動態統計」より：平成28年 埼玉県)

年齢階級	1位	2位	3位	4位
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	その他の新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物	その他の神経系の疾患
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)
30～34歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)
35～39歳	悪性新生物	自殺	心疾患(高血圧性を除く)	不慮の事故
40～44歳	悪性新生物	自殺	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患
45～49歳	悪性新生物	自殺	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患
50～54歳	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	自殺	脳血管疾患
55～59歳	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	その他の症状
60～64歳	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	その他の症状
65～69歳	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	肺炎
70～74歳	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	脳血管疾患	肺炎
75～79歳	悪性新生物	心疾患(高血圧性を除く)	肺炎	脳血管疾患

■月別自殺者数の状況(人) (警察庁自殺統計より：埼玉県での平成28年と平成29年の比較)



(2) 所沢市の課題

■現状を踏まえた効率的な事業の展開

警察庁「自殺統計」による本市の自殺者数及び自殺死亡率は、平成 21 年以降減少傾向にあります。依然として 50 人以上の尊い命が失われる状況は楽観することができません。

進学や就職、転職や職場の異動など、生活環境の変化する 3 月から 6 月の時期に自殺者が増加する傾向が続いています。うつ病などの健康問題に対して医療的な対応が必要になる一方、経済・生活問題、家庭問題、就労問題など多くの社会的な要因が関係しているため、現状を踏まえ、効果的な事業を継続的に取り組むことが必要です。

■若年層対策

若年層にあたる思春期・青年期は、成人期への移行時期であり、様々な悩みを抱え心身が不安定になりがちです。特に思春期は様々な精神疾患の好発年齢でもあり、早期の相談や治療等の支援が重要です。また、39 歳までの死因では自殺の割合が最も高く、若年層の自殺対策は大きな課題です。こころの健康や自殺の問題について関心を持つための啓発活動や、気軽に相談ができるための取組みが必要です。

■中高年層対策

中高年の人は職場や家庭で重要な役割を背負うことが多く、長時間労働に代表される労働環境問題や、出産、子育て、更年期、家庭問題、経済問題等による心理的・社会的にもストレスを抱えやすい世代です。年齢別では 40 歳代から 60 歳代の自殺者が最も多いものの、仕事や家庭を抱え、従来の普及啓発事業や相談事業を利用しにくい世代であるため、家族や職場、周囲の人への働きかけにより孤立を防ぎ、早期の治療や相談へつなげる取組みが必要になります。

◆参考：これまでの主な自殺対策

- ・ うつ病のつどい (平成 17 年～)
- ・ 市役所ホールでパネル展示 (平成 21 年度～)
- ・ こころの健康メール相談・うつ病特別相談日 (平成 22 年 1 月～)
- ・ 思春期こころの健康相談 (平成 22 年 7 月～)
- ・ 自死遺族のつどい(わかちあいの会) (平成 22 年 8 月～)
- ・ こころの体温計 (平成 23 年 6 月～)
- ・ 相談窓口を掲載したパンフレット全戸配布 (平成 23 年度)
- ・ 西武鉄道 2 駅のホームに青色 LED の設置、10 か所の踏切に立て看板の設置 (平成 24 年度)
- ・ 所沢図書館本館で自殺対策強化月間に関連図書の展示を特集コーナーで実施 (平成 24 年度～)
- ・ 庁内に向けた情報配信 (平成 28 年度～)

第3節 基本的な考え方

(1) 自殺対策の共通認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する4つの考えが示されています。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指すために、本市の自殺の現状と課題等を踏まえ、以下に掲げる共通認識のもと取り組みます。

■自殺は誰にも起こりうる身近な問題である。

多くの人は自殺を自分には関係がないと考えがちです。しかし実際には誰もが当事者になる可能性があります。自殺対策を効果的に進めるために、市民一人ひとりが、『自殺は誰にも起こりうる身近な問題である』と認識することが必要です。

■自殺はその多くが追い込まれた末の死である。

自殺は、病気等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、家庭問題等、その多くは様々な悩みが複雑に関係しています。

自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥った「追い込まれた末の死」であることを認識する必要があります。

■自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である。

世界保健機関（WHO）は自殺について、その多くが防ぐことのできる社会的な問題としています。これは世界的な共通認識であり、自殺の背景や原因となる様々な要因について、相談・支援体制の整備や適切な治療等の社会的な取組みにより『多くの自殺を防ぐことができる』ことを認識する必要があります。

■自殺を考えている人の多くは何らかのサイン(予兆)を発している。

死にたいと考えている人は、心の中では「生きたい」という気持ちを持ち激しく揺れ動いています。また多くの場合、不眠や原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等の何らかのサイン(予兆)を発しています。悩みを抱える人に関係する人たちが、『悩みを抱える人が発するサイン(予兆)に気づくことが自殺予防につながる』ことを認識する必要があります。

(2) 基本理念

本市では、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、市民の理解と協力を得ながら本市の現状と課題に応じた効果的な自殺対策を推進し、『気づき・寄り添い・支え合う所沢』を目指します。

(3) 計画の数値目標

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年度までに（令和7年の）厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率(※)を平成27年の18.5と比べて、30%以上減少させる(13.0以下にする)ことを目標としています。埼玉県では埼玉県自殺対策計画の最終年である令和2年度までに、自殺死亡率を平成27年比13.3%減となる15.6を目標と掲げ、また令和8年度までに（令和7年の）自殺死亡率を30%減となる12.6とすることを目標としています。

厚生労働省「人口動態統計」に基づく「埼玉県保健統計年報」では、本市の自殺者数と自殺死亡率は、最も増加した平成21年に自殺者数89人、自殺死亡率26.2となりました。平成21年以降は減少傾向にあるものの、いまだに高い水準で推移しており、平成27年では自殺者数58人、自殺死亡率は16.9となっています。

本市では国や埼玉県の動向を踏まえ達成すべき目標として、令和7年度までに（令和6年の）厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を平成27年の16.9と比べて30%減となる11.8を数値目標とします。

■本市の数値目標

		本計画：令和元～令和7年度	
基準年	平成27年	令和6年	
自殺死亡率	16.9	11.8	
対27年比	100%	70.0%	

(参考) 埼玉県の数値目標

		埼玉県自殺対策計画 平成30～令和2年度	(参考) 令和3～5年度	(参考) 令和6～8年度
基準年	平成27年	令和元年	令和4年	令和7年
自殺死亡率	18.0	15.6	14.0	12.6
対27年比	100%	86.7%	77.9%	70.0%

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数を表し、厚生労働省「人口動態統計」を基に算出します： $(\text{自殺者数} \div \text{人口}) \times 100,000$

第2章 自殺対策推進のための具体的な取組み

第1節 市民一人ひとりの気づきと見守りの推進

自殺の背景には様々な悩みが関係しており、ひとりで悩みを抱えないことや周囲の気づきや声掛け、見守りなどの対応も大切です。これらを多くの市民に知ってもらうことは、自殺対策を進めるためにとても重要です。広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体、講演会など様々な機会を活用して啓発活動に取り組みます。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

関連する取組み	主な担当課及び窓口
自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、パネル展示や関連書籍の紹介、啓発物を配布するとともに、広報紙や市ホームページ等の多様な広報媒体を活用し、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	こころの健康支援室 所沢図書館 埼玉県

(2) 自殺に関する正しい知識の普及

関連する取組み	主な担当課及び窓口
市民に対して精神疾患に関する正しい理解や自殺に関する知識の普及を進めるために、講演会等を開催します。	こころの健康支援室
インターネットを使い簡単にストレスチェックができる「こころの体温計」を広く周知し利用を促進します。	こころの健康支援室
出産、子育て、更年期、家庭不和などで生じる女性の心の健康問題に対応する、各種保健事業や相談事業を実施し情報提供を行います。	健康づくり支援課 こころの健康支援室 男女共同参画推進センターふらっと
「過労死等防止啓発月間」（11月）にあわせ、過労死等防止策について普及啓発を図ります。	産業振興課
勤労者自身のメンタルヘルスに関する情報提供を行います。	産業振興課

◆参考：こころの体温計について

インターネットを利用し、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどから、こころのストレス状態をチェックすることができます。広く市民にこころの健康への関心を高めることや、ストレス状態にある人に治療や相談に関する情報を伝えることができます。

◆参考指標

こころの健康講座の参加者数

平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
3,246人	3,300人（目標値）	3,350人（目標値）	3,400人（目標値）

(3) うつ病や依存症についての普及啓発の推進

関連する取組み	主な担当課及び窓口
市民に対してうつ病や依存症について、講演会や市ホームページ、啓発物等により相談窓口等の情報提供を行います。	こころの健康支援室 埼玉県狭山保健所
うつ病を治療中の人や家族を対象とする、つどいを開催します。	こころの健康支援室

第2節 相談支援の充実

悩みを抱える人が気軽に相談をすることができる体制を整えます。

電話や来所、訪問などに加え、Eメールでの相談や精神科医による相談も行います。

併せて相談窓口について市民などに対して周知していきます。

(1) 相談体制及び情報発信の充実

関連する取組み	主な担当課及び窓口
平日の日中に相談することができない人などの相談を、24時間受付ける「こころの健康メール相談」を実施します。	こころの健康支援室
毎月第一月曜日を「うつ病特別相談日」として周知し、相談を実施します。	こころの健康支援室
精神科医師による精神保健福祉相談を実施します。	こころの健康支援室
こころの悩みに関する相談窓口等の情報を広く周知します。	こころの健康支援室
市民からの相談で緊急性が高い事案には、家族や関係者等と連携して医療機関につなぐ等の対応をします。	こころの健康支援室 埼玉県狭山保健所
相談や訪問などにより、こころの問題を抱える人の把握に努め、関係機関と連携して適切な支援に向けて取り組みます。	こころの健康支援室 健康づくり支援課
健康問題、生活問題、多重債務問題、法律問題等、様々な情報を市ホームページ等で周知します。	こころの健康支援室 市民相談課 消費生活センター
多重債務問題を抱えている相談者に対し、関係部署や関係機関への案内を行います。	消費生活センター
高齢者や障害者などで支援を必要とする方に対し、相談事業や情報提供を行います。	障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課 相談支援事業所(市内8か所) 地域包括支援センター

高齢者の介護や認知症に関する相談、財産管理や消費者被害に関する相談、家族を介護している方の各種相談に応じます。	高齢者支援課 地域包括支援センター
生活困窮や障害に関する様々な相談などを一元的に受け止め、支援に向けた課題の整理や他の機関へのつなぎ等を行います。	福祉の相談窓口 (所沢市こどもと福祉の未来館)
様々な悩みを抱える青少年を支援するために、相談窓口などの情報を周知します。	青少年課
各学校における教育相談体制の一層の充実を図るとともに、健やか輝き支援室・教育センター等において、児童生徒や保護者からの相談に応じます。	学校教育課 教育センター

(2) 生活困窮者等への相談窓口の充実

関連する取組み	主な担当課及び窓口
さまざまな理由で生活に困窮したときに相談を受け、世帯の収入が最低生活費を下回る世帯に生活保護を適用します。	生活福祉課
生活困窮者等を対象に、就労の支援など自立に関する様々な問題について相談に応じます。	福祉の相談窓口 (所沢市こどもと福祉の未来館)
低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ります。	所沢市社会福祉協議会
毎月第三金曜日に「一般労働相談」を実施し、退職や解雇、退職金などを含む、労働問題全般についての相談に応じます。	産業振興課

◆参考指標

生活困窮者自立相談支援事業の
新規相談者数

平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
820人	820人(目標値)	815人(目標値)	810人(目標値)

第3節 人材育成の充実

相談体制を充実していくためには、対応する関係職員の資質の向上が不可欠です。

様々な分野の関係職員が、研修などを通して自殺について理解を深めることを推進していきます。またゲートキーパーについて広く市民へ周知し意識の向上を図ります。

(1) 関係職員等の資質の向上

関連する取組み	主な担当課及び窓口
メンタルヘルスに関する講演会を、市民や保健・福祉・介護に携わる担当者にも周知し、資質の向上を図ります。	こころの健康支援室

障害に関する事業所や相談支援事業所の職員を対象とした研修や情報提供を行います。	こころの健康支援室 障害福祉課 こども福祉課
---	------------------------------

(2) 介護支援専門員等への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
地域包括支援センターの職員を対象とした研修や情報提供を行います。	高齢者支援課

(3) 民生委員・児童委員の活動への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
民生委員・児童委員に対して、自殺対策に関する研修や情報提供を行います。	地域福祉センター こころの健康支援室

(4) 遺族に対応する関係職員の資質の向上

関連する取組み	主な担当課及び窓口
市職員及び関係機関等の職員に対して、自殺者の遺族への対応に関する研修や情報提供を行い遺族への支援の充実を図ります。	こころの健康支援室

(5) ゲートキーパーに関する理解の促進

関連する取組み	主な担当課及び窓口
悩みを抱える人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーについて、市ホームページや啓発物、講演などにより普及啓発を図ります。	こころの健康支援室

◆参考：ゲートキーパーについて

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格ではなく、基本的な5つのポイント（気づき・声かけ・傾聴・つなぐ・見守る）を理解していれば誰にでもできるものです。

(6) 教職員等の資質の向上

関連する取組み	主な担当課及び窓口
学校及び保育園等の職員を対象とした虐待防止に関する研修会を開催します。	こども相談センター

自殺の心配のある児童生徒に気づいた際の対応について、指導主事や心理士等が指導助言を行います。	学校教育課 教育センター
関係各課と連携し、自殺予防や人権・虐待に関わる研修を一層充実させ、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課 教育センター
学校と関係機関（警察、児童相談所、こども相談センター等）との円滑な連携を図ります。	学校教育課 教育センター
児童生徒の心身の健康課題への対応のため、学校相談医（精神科医・産婦人科医）による相談体制を整備します。	保健給食課

第4節 生きることへの支援の充実

いじめや学校生活の問題、女性特有の悩み、生活困窮など、様々な社会的要因や生きづらさを抱えることで自殺の危険性が高まることがあります。周囲の人が悩みを抱える人を理解し支援を届けることは自殺防止に大きな効果が期待されます。

（1）自殺未遂者への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
自殺未遂者による自殺企図を防止するため、相談支援体制の整備を進めます。	こころの健康支援室 埼玉県狭山保健所
鉄道会社が実施する鉄道事故防止対策事業を支援します。	こころの健康支援室

（2）児童・生徒への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
「いじめ撲滅強化月間（11月）」などのいじめ撲滅キャンペーンを通じて、いじめ問題の解決に取り組めます。	青少年課
「所沢市いじめ防止基本方針」を踏まえて、各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの未然防止・早期発見・早期解消の取組みを支援します。	学校教育課
「さいたまチャイルドライン」等、児童生徒を対象とした相談窓口の情報を広く周知します。	学校教育課
学校において、「命の大切さ」「人間の尊厳」等、発達段階に応じた自殺予防に関わる取組みを行います。	学校教育課
スクールカウンセラーや、心のふれあい相談員等を活用するとともに、警察等の関係機関と連携して対応します。	学校教育課 教育センター

(3) 女性及び子育て世代への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
ひとり親家庭等に対して、相談や助言を行い、自立に向けて支援を行います。	こども支援課
小学校卒業までの子育ての援助を受けたい方に、子育ての援助を行いたい方を紹介し、安心して子育てができるよう支援を行います。	こども支援課
出産、子育て、更年期、家庭不和などで生じる女性のこころの健康問題に対して、相談事業や情報提供などを行います。	健康づくり支援課 男女共同参画推進センターふらっと
妊娠・出産・育児の様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を充実させます。	健康づくり支援課 こども支援課

(4) 高齢者及び家族への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
認知症に関する家族の会の開催に協力します。	こころの健康支援室
認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るため、認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課

◆参考指標

認知症サポーター養成者数

平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
18,349人	25,500人 (目標値)	30,500人 (目標値)	35,500人 (目標値)

(5) 障害児者及び家族への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
障害者及び家族に対して相談や助言を行い、サービスの利用や課題の解決に向け支援を行います。	こころの健康支援室 障害福祉課 こども福祉課 相談支援事業所(市内8か所)
障害者の社会との交流の場や、居場所としての役割を担う「地域活動支援センター」の運営を支援します。	こころの健康支援室 障害福祉課

(6) 生活困窮者への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
各種保険料や光熱水費等の支払が滞っている世帯へ相談窓口の案内等を行います。	収税課 介護保険課 国民健康保険課 上下水道局窓口サービス課
生活が困窮している世帯に対し生活保護制度などの適用を行い世帯の自立の助長をはかります。	生活福祉課

(7) 生きづらさを抱えている人への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
ひきこもりの問題を抱える本人やその家族を対象とした相談支援を行います。	こころの健康支援室 埼玉県狭山保健所
性的マイノリティへの偏見や差別のない社会を目指して、理解促進のための啓発や情報提供を行います。	男女共同参画推進センターふらっと 人権推進室

第5節 こころの健康づくりの推進

社会情勢や経済状況の変化は、人のこころに影響を及ぼします。

自殺総合対策大綱には、こころの健康問題を個人と社会の両面から取り組む必要性が明記されています。学校や職場、社会的要因となる様々なこころの問題や難病等に対して、幅広くこころの健康づくりを進めることはとても重要です。

(1) 思春期の生徒への相談体制の充実

関連する取組み	主な担当課及び窓口
精神保健上の何らかの心配がある生徒に対し、思春期精神保健に関する専門相談を実施します。	こころの健康支援室 埼玉県狭山保健所

◆参考指標

思春期こころの健康相談の相談者数

平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
28人	30人(目標値)	31人(目標値)	32人(目標値)

(2) うつ病や依存症以外のこころの問題への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
市ホームページ等を通じ、強迫性障害や摂食障害、発達障害などについて、相談窓口などの情報を周知します。	こころの健康支援室
強迫性障害や発達障害の家族等を対象としたつどいを開催します。また高次脳機能障害に関する家族会の運営に協力します。	こころの健康支援室

(3) 難病患者への支援

関連する取組み	主な担当課及び窓口
難病患者の療養上、生活上の悩みや不安等の解消を図るために、電話や面接などによる相談、患者会などによる交流促進、就労支援などの相談を受け付けます。	埼玉県狭山保健所 障害福祉課 健康づくり支援課

(4) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

関連する取組み	主な担当課及び窓口
勤労者とその家族、事業主などからのメンタルヘルスに関する相談に助言や情報提供を行います。	こころの健康支援室
メンタルヘルスやハラスメント対策等について学習する機会を提供し、安心して働くことができるよう支援します。	産業振興課
事業者に対して、ストレスチェック制度の実施を周知し、職場でのこころの健康づくりとメンタルヘルス対策を推進します。	産業振興課
職場でメンタルヘルス等の相談窓口を活用してもらうため、周知します。	産業振興課

(5) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

関連する取組み	主な担当課及び窓口
児童生徒のこころのケアに対応するため、スクールカウンセラーや、心のふれあい相談員等を配置し、学校における教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
心身の健康課題を抱える児童生徒への対応のため、養護教諭による保健室経営を支援するとともに、学校内外の関係者と連携を図りながら心身の健康づくりを進めます。	保健給食課
児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけるため、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。	教育センター

第6節 自死遺族への支援

一人の自殺は、周囲にいる5人以上の人に深刻な影響を与え、特に遺族はとても深刻な影響を受けます。多くの遺族は深い悲しみや自責感などの苦悩を抱えています。また周囲の何気ない対応で傷つくことも多く、遺族の置かれた状況や心理を理解し対応することが求められます。

関連する取組み	主な担当課及び窓口
遺族を対象とした「自死遺族のわかちあいの会」を開催し、支援の一助としていきます。	こころの健康支援室
市ホームページや啓発物などで、遺族の置かれている状況や自助グループなどについての情報提供を行います。	こころの健康支援室

◆参考：自死・自殺の表記について

本計画では行為を表現するときは「自殺」を使用します。「自殺防止」「自殺未遂」「自殺者数」等遺族に関する表現は「自死」を使用します。「自死遺族」等

第3章 計画の円滑な推進に向けて

第1節 自殺防止対策に係る情報の調査検討

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、人口動態統計や警察庁統計資料などを分析することは、本市の自殺対策を効果的に進めていくために重要です。

自殺総合対策推進センターや国・県等と連携して取り組みます。

関連する取組み	主な担当課及び窓口
自殺に関する人口動態統計や警察庁統計資料等を用いて、自殺の現状や要因などを統計的に分析します。	こころの健康支援室
自殺総合対策推進センターや国、県等と連携し、自殺関係の統計情報や調査結果を整理して関係機関に周知します。	こころの健康支援室

◆参考：地域自殺実態プロファイルについて

自殺総合対策推進センターによって作成される、すべての都道府県及び市町村等、地域の自殺の実態を詳細に分析したものです。地域自殺対策政策パッケージと合わせ、地域の実情に合った自殺対策計画の推進のための資料となるものです。

第2節 計画の推進に向けて

本計画は、自殺対策基本法の趣旨や自殺総合対策大綱に基づき、市民一人ひとりがかけがえない命の大切さを考え、誰もが自殺に追い込まれることのない地域社会の実現のため、市や関係機関が実施している自殺対策に資する取り組みを整理し、本市の施策を効果的・効率的に推進するための計画としています。

自殺の多くは経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因によるものです。

市や関係機関等による情報共有と窓口等での連携した対応、それぞれの分野での幅広い取り組みが重要です。

(1) 計画の推進体制

市や関係機関が適切な対策を講ずるとともに、自殺対策に資する事業を行う担当課及び、窓口となる関係機関等の担当者によって構成される「所沢市自殺対策連絡会議」により取り組みの進捗状況を確認し、情報共有等により相互に連携し自殺対策を推進していきます。

合わせて「所沢市保健医療計画推進委員会」にて点検・評価を行い、必要に応じて意見をいただき計画の推進に努めます。

(2) 計画の進行管理

計画の推進を図るため、PDCAサイクルの考え方にに基づき施策の効果を検証していきます。また、国や埼玉県の動向を踏まえつつ、本計画が効果的・効率的に推進されるために、必要に応じて取り組み等を見直すことにより、継続的に自殺対策を展開していきます。

◆PDCAサイクル	PLAN	所沢市自殺対策計画の策定
	DO	計画に基づいた自殺対策の実施
	CHECK	実施による効果の検証
	ACTION	検証結果を取り組みに反映

資料編

○策定の経緯

日 程	会議名等	内 容
平成30年4月1日	策定作業開始	情報収集 全体の構成の検討 自殺対策に資する事業の抽出及び検討
平成30年5月29日	所沢市自殺対策連絡会議	・所沢市の自殺の現状と対策 ・所沢市自殺対策計画について ・抽出された事業について意見交換
平成30年7月6日	所沢市保健医療計画推進委員会	所沢市自殺対策計画について趣旨説明
平成30年10月18日	所沢市保健医療計画庁内推進会議	素案について検討
平成30年10月22日		素案について、関係機関及び関係各課に意見の照会
平成30年10月29日	所沢市保健医療計画推進委員会	素案について審議
平成30年11月29日	所沢市保健医療計画庁内推進会議	修正された素案について検討
平成30年12月4日		修正された素案について、関係機関及び関係各課に意見の照会
平成30年12月26日	所沢市保健医療計画推進委員会	修正された素案について審議
平成31年1月11日	政策会議	所沢市自殺対策計画(案)に係る意見公募(パブリックコメント)手続について
平成31年1月17日～ 平成31年2月6日	所沢市自殺対策計画(案)に対する意見公募(パブリックコメント)	
平成31年1月23日		修正された案について、関係機関及び全課に意見の照会
平成31年2月20日	所沢市保健医療計画推進委員会	パブリックコメントの結果報告 修正された案について審議
平成31年2月26日		修正された案について、関係機関及び総務担当課に意見の照会
平成31年2月27日		名称決定
平成31年3月15日	『生きる』を支える所沢市行動計画策定	

資料編

○自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

最終改正：平成 28 年法律第 11 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則
- 第一章 総則
- （目的）
- 第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- （基本理念）
- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。
- （国及び地方公共団体の責務）
- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）のっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。
- （事業主の責務）
- 第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- （国民の責務）
- 第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- （国民の理解の増進）
- 第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。
- （自殺予防週間及び自殺対策強化月間）
- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- （関係者の連携協力）
- 第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。
- （名誉及び生活の平穩への配慮）
- 第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及

び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防

止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 略

附 則 (平成 27 年法律第 66 号 (抄))

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

『生きる』を支える所沢市行動計画
～気づき・寄り添い・支え合う所沢をめざして～

令和元年5月発行

発行 所沢市 健康推進部 健康管理課 こころの健康支援室

〒359-0025 埼玉県所沢市上安松 1224-1

電話 04-2991-1812

ファックス 04-2995-1178

電子メール b9911812@city.tokorozawa.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>